

# 社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会役員等の報酬及び旅費規程

(沿革 平成 元年 3月 29日 制定

平成 4年 11月 11日 第 1次改正

平成 7年 3月 18日 第 2次改正

平成 8年 12月 20日 第 3次改正

平成 12年 5月 22日 第 4次改正

平成 13年 5月 22日 第 5次改正

平成 15年 3月 24日 第 6次改正

平成 21年 3月 17日 第 7次改正

平成 22年 3月 18日 第 8次改正

平成 23年 3月 23日 第 9次改正

平成 27年 3月 18日 第 10次改正

平成 29年 2月 15日 第 11次改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第 2 条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

(1) 理事・監事

(2) 評議員

(3) 各種部会・委員会等の委員

(4) その他会長が必要と認めた者

(報 酬)

第 3 条 本会の役員等の報酬は、別表のとおりとする。

2 岩泉町の一般職員が前条に定める役員に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

(旅 費)

第 4 条 本会の役員等の会議等出席旅費及び交通費については、「事務局職員旅費規程」を準用する。

(その他)

第 5 条 特別な理由により上記によりがたい場合は、その都度会長が定める額とする。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 12 月 1 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 15 日から施行し、平成 29 年 1 月 7 日から適用する。

別表（第3条関係）

役 職 名	単 位	報 酬 額	適 用
会 長	非 常 勤	(日額) 4,500 円	理事会、評議員会、正副会長 会議、 <u>決裁等の会務</u>
副 会 長	非 常 勤	(日額) 4,000 円	理事会、評議員会、正副会長 会議、その他用務
理 事	非 常 勤	(日額) 3,500 円	理事会、評議員会、その他用 務
監 事	非 常 勤	(日額) 3,500 円	理事会、評議員会、監事会、 その他用務
評 議 員	非 常 勤	(日額) 3,500 円	評議員会
心配ごと相談員	非 常 勤	(日額) 3,500 円	ケース検討会、各種相談業務
その他の委員	非 常 勤	(日額) 3,500 円	